

海洋管理のための離島における保全・管理・利活用の あり方に関する検討委員会（第1回）議事概要

1. 本日、第1回検討委員会が開催され、各委員からプレゼンテーションが行われた。
2. 各委員より、海域を含めた離島の総合的管理の視点、海域を含めた離島の環境保護と持続可能な開発の視点、海域を含めた離島という「領域」に着目した視点等からの意見が出されたところ、主な概要は以下のとおり。

（1）海域を含めた離島の総合的管理の視点

- 離島振興法の離島は有人離島であるが、海洋基本法の離島は有人離島と無人離島とを加えたものとなっており、これは画期的なことである。人の居住していない離島は世界的に数多く見られているところ、海面上昇に悩む島嶼国を中心に、離島の保護・開発戦略のモデルを示していくことが重要である。
- 国際的趨勢を踏まえると、無人離島管理には、海洋資源開発と環境保護のバランスを図るランドデザイン（総合計画）やアセスメントが必要不可欠である。離島を周辺海域に展開する一つの「拠点」として位置付け、海洋の「持続的開発」の原則を基礎に、海洋環境の保全に配慮しながら、海洋を管理するための諸施策を総合的な管理政策として実施すべきである。
- 最近の国際司法裁判所における領有権紛争に関する判決においては、実効支配、主権の主張、主権の行使の実績が優先されるようになっている。
国際司法裁判所においては、領域紛争の解決に当たって、主権行使の証拠の有無や強弱を比較考量して判断している。主権行使の証拠としては、海がめの卵の採取及び鳥類の保護地区の設置に関する規制措置、海上通信施設の設置、埋立て計画の認可、事故調査、周辺海域における調査の許可等、多岐にわたっている。また、当事者双方に主権行使の証拠がある場合、浮標の設置という行為よりも刑事裁判の実施及び地方税の徴収という行為の方をより強いとした事例がある。

（2）海域を含めた離島の環境保護と持続可能な開発の視点

- 国連海洋法条約は、沿岸国に排他的経済水域及び大陸棚の権利と海洋環境の保全の義務の両方を認めており、沿岸国は、海洋環境を保護しつつ、持続可能な開発を行うことが求められている。一方で、国際法の世界では、国連海洋法条約上の島か岩かという議論は今も続くが、それを解釈により明らかにできる範囲には限りがあるというのが通説的見解であり、その明確化には今後の国際的な実行の積み重ねが必要である。
- 諸外国においては、生態系保護と経済開発の調和を行うための計画的な環境保護の手法である海洋保護区や野生動物保護区等を設定し、無人離島を管理しているところ、我が国においても、海洋基本法の下で早急に検討すべきは無人離島の保護・振興策である。無人離島を環境保護と持続可能な開発のための舞台として積極的に利用すべきであり、その際には環境保護を柱に据えることで、国際的な理解を得られるようにして進めるべきである。

(3) 海域を含めた離島という「領域」に着目した視点

- 国境に接している有人離島においては、国際交流による離島の活性化に活路を見い出そうとしている。従来の囲い込みの発想よりも、国境線を利用して如何に我が国の国民が利益を得られるかということが重要になっている。
- 離島振興法は「人」を中心とした考え方である一方、海洋基本法は「海」を中心とした考え方になっている。国境離島を辺境の場所ではなく、海への足がかりの最前線として、海も含む島という生活空間・国土空間に関する施策を検討すべきである。
- これまでの離島振興施策は公共事業を優遇するものであったが、個別具体の事情はあるものの、一般的にはインフラ整備は概成しつつある。遠隔地にある国境離島はそれぞれに置かれている状況に違いがあるので、一律ではなく、その特性に適した施策を講じるべきである。
- 外洋離島において港湾等を整備する場合においては、外洋という自然条件に対応しつつ利便性を確保すること、様々な工夫を用いて整備コストを削減することが重要である。

3. 各委員からのプレゼンテーション後に行われた主な質疑応答の概要は以下のとおり。

- 「海洋管理」のための離島の保全・管理・利活用を検討する場合において、「海洋管理」の概念について、感覚的に理解できるものの、どのような意味合いがあるのかを明らかにして議論する必要がある、との意見が出された。
- 海洋基本計画においては、「海洋管理」について、持続可能な利用（海洋環境の保全）、海域の開発・利用、海域の利用秩序の維持と示されているが、あらかじめ概念を固めずに議論しつつ、随時確認する方がよい、との意見が出された。
- 「海洋管理」についての共通認識については、本日の議論を踏まえ、案を提示するとともに、検討項目を整理し、議論が発散しないように検討を進める、との説明があった。

4. 第2回の検討委員会は、委員の今後の日程等を踏まえて、日程、議題を決める予定。